

○土木設計業務等委託契約書 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前金払) 第35条 略 2～6 略 7 甲は、乙が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から起算して返還をする日までの日数に応じ年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第38条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、乙は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第38条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第38条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金（第38条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。 3～8 略</p>	<p>(前金払) 第35条 略 2～6 略 7 甲は、乙が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から起算して返還をする日までの日数に応じ年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第38条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、乙は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第38条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第38条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金（第38条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあっては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。 3～8 略</p>

改正前	改正後
<p>(甲の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 略 2～4 略 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額とする。 6～7 略</p> <p>(乙の損害賠償請求等)</p> <p>第52条 略 2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第55条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して業務委託料支払の日までの日数に応じ年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p>	<p>(甲の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 略 2～4 略 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額とする。 6～7 略</p> <p>(乙の損害賠償請求等)</p> <p>第52条 略 2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第55条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して業務委託料支払の日までの日数に応じ年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p>